

## あま市本庁舎基本設計委託業務特記仕様書

### 第1 業務概要

#### 1 業務名称

あま市本庁舎基本設計委託業務

#### 2 業務内容

- (1) 庁舎基本設計業務（建築）
- (2) 市民ミーティング開催運営業務
- (3) 地質調査（ボーリング調査）
- (4) 庁舎敷地造成予備設計（造成・公園緑地・調整池等）
- (5) 庁舎敷地現況測量
- (6) 実施設計及び建設工事手法等検討業務  
(発注方式、維持管理、工期・工程等の検討、コスト縮減、コスト管理手法等)

#### 3 計画施設概要

- (1) 施設名称 あま市庁舎
- (2) 施設の場所 あま市七宝町沖之島深坪地内
- (3) 施設用途 市庁舎（国土交通省告示第15号別添二 第四号第2類とする。）

#### 4 設計と条件

##### (1) 敷地の条件

ア 敷地の面積	約27,000㎡
イ 用途地域及び地区の指定	市街化調整区域（地区計画区域内（策定中））
ウ 防火地域	指定なし（法22条地域）
エ 建ぺい率	60%
オ 容積率	200%
カ 日影規制	4時間/2.5時間
キ 道路斜線	1.5×L/20m
ク 隣地斜線	2.1×L/31m

##### (2) 施設の条件

本業務の内容及び範囲の対象となる費用は、61.55億円（税抜き、建設費（実施設計費含む）、造成費、外構費）を上限とする。

ア 庁舎棟の延床面積	: 約12,000㎡
イ 主要構造	: 提案による
ウ 耐震安全性の分類	

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による耐震安全性の分類は以下のとおりとし、免震構造等高度の耐震性を有するものとする。

(ア) 構造体類	: I類
(イ) 建築非構造部材類	: A類
(ウ) 建築設備類	: 甲類

エ	階層	: 4層程度
オ	建物及び駐車場・交流広場造成地盤高	当該地における津波及び自然災害等における浸水深+1.0m以上を確保すること。
カ	来庁者・職員駐車場	: 約463台分 (障がい者用駐車場含む)
キ	公用車駐車場	: 約70台分
ク	駐輪場	: 約100台
ケ	倉庫棟 (構造等は庁舎棟に準ずる)	: 約400㎡
コ	調整池	: 一式
サ	公園 (交流広場)	: 約5,000㎡
シ	緑地 (緩衝帯含む)	: 約1,300㎡
ス	その他 (市民ミーティング等での提案施設等)	: 一式
セ	建設工期 (予定)	造成: 平成30年度~平成31年度 建設: 平成32年度~平成33年度

## 5 設計完了期日

平成30年3月26日

なお、各年度の業務内容は別表1のとおりとする。

## 6 その他

受注者は、発注者が行う本業務に関する地元説明会等の際に、発注者の指示に従い必要書類を作成して提出するものとする。また、必要に応じて発注者からの指示があれば地元説明会等に出席するものとする。

## 第2 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建設設計業務委託共通仕様書」(平成20年3月31日国営整第176号)等を参考とし、発注者の指示に従うものとする。

### 1 管理技術者(総括責任者)等の資格要件

- (1) 管理技術者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に定める一級建築士であること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、「あま市本庁舎基本設計委託業務プロポーザル実施要領」に基づき提出した資料(様式4-1及び4-2)に記入した配置予定の管理技術者及び主任技術者を原則として変更することはできない。ただし、死亡、傷病、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を発注者から得るものとする。

### 2 業務の履行

受注者は、あま市本庁舎基本設計委託業務プロポーザルにおいて提出した業務実施体制により当該業務を履行するものとし、契約締結後に業務計画書(第2の4(2)業務計画書の提出を参照)を作成するものとする。

### 3 設計業務の範囲

#### (1) 庁舎基本設計業務(建築)

##### ア 条件整理

設計条件等の整理

「あま市本庁舎基本構想・基本計画」に基づき、諸室機能、設備機能の水準など様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。

イ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ

(ア) 法令上の諸条件の調査

基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。

(イ) 建築確認申請等に係る関係機関との打合せ

基本設計に必要な範囲で、関係機関と事前に打合せを行う。

(ウ) 土地収用法に基づく事業認定申請に係る別途市発注業務の受注者との連絡調整

ウ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。

エ 実施設計のための基本事項の確定

設計業務実施計画書に基づき、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。

オ 基本設計図書の検討

基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を積算し、工事概算書（年度割額含む）を作成する。

カ 基本設計内容の発注者への説明等

基本設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、配置計画、設備計画等を協議する。

また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を発注者に提出し、設計意図説明書により、基本設計内容の総合的な説明を行う。

(2) 市民ミーティング開催運営業務

ア 目的

市民に親しまれ使いやすい庁舎建設を目指すため、下記テーマに沿って市民ミーティング（以下「ミーティング」という。）を開催し、広く市民の意見を求め基本設計に反映する。

イ テーマ

(ア) 庁舎及び敷地内に求める機能・規模

(イ) 庁舎、敷地内付属施設の配置デザイン及び施設内計画

(ウ) 市民活用スペース 等

ウ 業務概要

(ア) 市民への呼びかけと配布資料の作成

(イ) ミーティングの全体進行（20～30名程度を想定、ファシリテーターの派遣含む）

(ウ) 意見のとりまとめ、報告書の作成及びパブリックコメント対応

(エ) 広報誌等掲載資料作成

(オ) 全6回程度開催予定（内訳：平成28年度…2回、平成29年度…4回）

※進捗状況により短縮する場合もある

エ 成果品

経過報告書、最終報告書

※経過報告書は平成29年3月31日までに提出すること。

オ 役割分担

(ア) ミーティング会場は市役所庁舎内の会議室を基本とすること

市役所以外の会場で行う場合は、市と協議の上決定

(イ) ミーティングに必要な消耗品等については、受注者が準備すること

### (3) 地質調査（ボーリング調査）

予備設計及び後に実施する実施設計の基礎資料としての地質データを収集するためを行う。なお、近隣で行われた地質調査結果も参考にし、調査結果報告を行う。

ア ボーリングは1か所とし、計画深さ40m、標準貫入試験を行う。なお、調査位置については、あらかじめ調査候補位置を選定のうえ書面にて提案し、監督員の指示を受けるものとする。ただし、予算の範囲内において2か所で実施することは妨げない。

イ 検尺は、監督員の立会いの下に実施するものとする。

### (4) 庁舎敷地造成予備設計（造成・公園緑地・調整池等）

#### ア 目的

あま市本庁舎基本構想・基本計画、本庁舎整備予定地を含む地区計画（策定中）を基に、計画地の造成工事を実施するにあたっての課題を整理し、関連業務を効率的に進めるための予備設計を作成する。

#### イ 業務概要

##### (ア) 造成予備設計

第1の4(2)オを基準とし、実測平面縦断面図に基づき造成設計を行い、造成高さについて決定し、概略造成計画図を作成し、概略土工量及び施設数量計算、概算工事費を算出する。また、市が別途発注する「あま市本庁舎周辺道路予備設計委託業務」の受注者と連携を取り、計画の立案を行うこととする。なお、「あま市本庁舎周辺道路予備設計委託業務」に必要な関係機関協議に出席を求められた場合は、相互に日程調整のうえ出席するものとする。

##### (イ) 公園基本計画

上位計画との整合、敷地の立地上の条件等を分析評価し、計画地における公園の機能・テーマ等を明らかにし、計画の基本方針及び導入施設の内容・概略規模を設定するとともに、ミーティングでの検討意見を反映し取りまとめる。また、景観・環境保全・監理運営等の概略検討に基づいて動線を定める等、公園の基本的内容を決定するものとする。

##### (ウ) 公園基本設計

基本計画に基づき、設計条件との整合を図り、技術的、デザインの及び経済的な見地から設計の指針を明らかにし、実施設計に向けて、公園等の骨格となる施設配置、諸施設の形状、基盤施設、植栽等について概略設計を行う。また、概略設計図に基づき、概略数量計算、概算工事費を算出する。

##### (エ) 調整池予備設計

容量等については、市街化調整区域における流出抑制対策として検討すること。容量の算出にあたっては、特定都市河川浸水被害対策法と同等の技術基準により行うこととし、対象区域など詳細については、監督員の指示に従うものとする。また、検討に際し、河川管理者など関係機関との協議を行うため、協議に必要な資料等の作成を受注者において行うこととする。

調整池の構造については、オープン形式・地下形式等の比較検討を行い決定する。決定された構造形式に基づき、構造計算により形状を決定し、概略設計図、概略数量計算、概算工事費を算出する。

なお、調整池容量や構造比較などの河川課協議用資料については、河川課協議前（平成28年11月初旬予定）までに解析算出し、発注者へ報告書を提出すること。

##### (オ) 排水路予備設計

計画地内の既設水路の機能回復を図る必要があるため、水路の迂回・付替構造等について検討し、水路管理者等との協議・調整を進め、水路付替構造等について予備設計を行い、概略設計図、概略数量計算、概算工事費を算出する。この際、計画地は地形が平坦であるため、復旧後の水路の流速の確保について留意する。

(カ) 擁壁等予備設計

造成地盤高は、津波及び自然災害等における浸水深+1.0m以上を基準とすることから、計画地の周囲は擁壁等による盛土構造となることが想定されるため、擁壁等予備設計を行い、最適な構造形式を検討する。なお、構造形式の決定にあたっては、施工性や工事費等を考慮のうえ比較検討を行うものとする。

(キ) 軟弱地盤解析

計画地は南海トラフ地震における液状化の危険度が高く、また軟弱地盤が約40m程度堆積する沖積大地に位置するため、造成工事を行うにあたり、軟弱地盤解析を行い、工事の影響・安全性及び防災庁舎としての機能確保について事前に検証し、必要な対策を講じておく必要があるため、以下の業務を実施する。

- a 地盤圧密解析（1次元解析） 1断面
- b 地盤液状化解析（簡便法） 1断面
- c 液状化対策の検討 概算工事費等を含んだ工法比較表の作成

(5) 庁舎敷地現況測量

別紙位置図に示す範囲について、あま市都市計画基本図（ $S = 1/2500$ ）を利用し、予備設計の基図となる $S = 1/500$ の現況平面図を作成するものとする。

ア 基準点測量

現地測量を実施するにあたり、4級基準点測量を実施する。なお、基準点については測量範囲の周囲に約50m間隔で設置するものとする。

イ 現地測量

4級基準点を基に現地測量を行う。測量成果の縮尺は $S = 1/500$ とし、周囲の道路を含めた範囲で作成するものとする。

ウ 路線測量

計画地の中央に中心線を設定し、中心線測量を行う。中心線の測点間隔は20mとし、中心線を基に縦横断測量を行う。

(6) 実施設計及び建設工事手法等検討業務

市と市が設置予定の外部機関と連携の上、発注方式、実施設計受注者及び造成・建設工事受注者の選定手法、工期管理等に関する検討、工事費用の縮減及びその管理手法、新庁舎の後年度維持管理方式等について、実施設計以降の業務遂行が速やかかつ適正に実施できるよう方針を決定する。

(7) 本業務に含まれるその他の業務

執務環境レイアウト業務

庁舎の建設に際し、来庁者及び職員にとって、快適で機能的なオフィス環境を専門的な視点で創出し、より一層の市民サービスと事務効率の向上につなげることを目的とする。

業務の実施にあたっては、基本設計に有効に反映させるとともに、各課のレイアウト、窓口・諸室の配置の最適化を目標に、各個別要件について実施する。

ア 現況調査の実施

来庁者及び職員の利用状況・動線聴取調査

イ 各部署必要面積の算定

前項での調査及び専門的角度からの分析による各部署の必要面積・配置計画の提案

ウ 職員意見の聴取（執務機能・窓口機能）

エ オフィスの方向性の提案

オ レイアウト方針の作成

（ア）現況調査の分析に基づく課題や改善策の提示

（イ）レイアウト要件の整理及びエリア別のレイアウト方針の作成

（ウ）レイアウト方針に基づく基本レイアウト図面の作成

カ サイン計画

わかりやすく誘導性の高いサイン計画を立案する。

キ 備品類の整備計画の作成

（ア）新規備品類の購入計画概要の作成

（イ）備品類の概算予算（案）の算出

※ただし、什器の基本的な仕様については、特定メーカー固有の什器を掲げることは避け、形式や大きさについての基本的な考えをまとめるものとする。

#### 4 業務の実施

##### （1）一般事項

ア 本業務の実施は、本仕様書に基づき実施すること。

イ 受注者は、業務の実施にあたっては、発注者と打合せ・協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。

ウ 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。

エ 受注者は、自らの組織の中から、管理技術者を選任し、発注者に通知すること。

オ 受注者は、必要面積の算定及びフロア構成等を整理、検討すること。

カ 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、自己解釈のみによることなく発注者に照会し、発注者の意図を十分に理解すること。

##### （2）業務計画書の提出

ア 受注者は、契約締結後 7 日以内に業務計画書を作成の上発注者に提出し、承認を得ること。

イ 業務計画書には、次の事項を記載すること。（任意様式）

（ア）検討業務内容

（イ）業務遂行方針

（ウ）業務詳細工程

（エ）業務実施体制及び組織図（緊急連絡網）

（オ）管理技術者、各主任及び担当技術者の一覧表及び経歴書

（カ）協力者（再委託者）がある場合は、協力者の概要及びその技術者の一覧表

※再委託者がある場合は、別途再委託届を提出し発注者の承諾を得ること。

（キ）業務フローチャート

（ク）打合せ計画（業務詳細工程表に併記可）

（ケ）安全管理

（コ）情報流出防止計画

（サ）成果品の内容、部数

(シ) 使用する主な図書及び基準等

(ス) その他発注者が必要とする事項

ウ 前項に定める事項の記載内容に追加又は変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を得ること。

(3) 打合せ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受注者がその都度記録し、発注者の確認を得ること。

(4) 引渡し前における成果品の使用等

ア 仕様書に規定がある場合又は監督職員が指示し受注者がこれに承諾した場合は、履行期間途中においても、成果品の全部又は一部を使用することができる。

イ 引渡し前における成果品の全部又は一部の引き渡しを求めた場合には、部分引渡承諾書を提出するものとする。

(5) 検査

ア 平成28年度末における中間納品等に関しては、成果品（中間報告書等）を提出し発注者の検査（中間検査若しくは部分完了検査）を受けること。

イ 業務が完了したときは、業務完了届により通知するとともに、成果品を提出し発注者の検査を受けること。

ウ 業務完了期限前であっても、発注者が予め成果品の提出期限を指定した場合にはその指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。

(6) 適用基準等

業務の実施にあたって、建築基準法その他関係法令及びその他これに基づく条例規則等（下記参照）の規定のほか、特記なき場合は国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定もしくは監修したもの（最新版）によるものとする。また、積算基準等、愛知県の基準書がある場合は、それに従うものとする。

ア 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の環境保全性に関する基準
- ・グリーン庁舎基準
- ・官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・建築物のライフサイクルコスト
- ・建築物のライフサイクルコスト評価用データ集
- ・新・LC設計の考え方
- ・グリーン診断・改修計画基準
- ・建築CAD図面作成要領（案）
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・建築物解体工事共通仕様書

- ・ 建築工事における建設副産物管理マニュアル
  - ・ 建物のライフサイクルと維持保全
  - ・ 建築物のライフサイクルマネジメント用データ集
  - ・ 敷地調査共通仕様書 等
- イ 建築
- ・ 建築工事設計図書作成基準
  - ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
  - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
  - ・ 木造建築工事標準仕様書
  - ・ 建築設計基準
  - ・ 建築構造設計基準
  - ・ 建築工事標準詳細図
  - ・ 擁壁設計標準図
  - ・ 構内舗装・排水設計基準 等
- ウ 建築積算
- ・ 公共建築数量積算基準
  - ・ 公共建築工事積算基準
  - ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
  - ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
  - ・ 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編） 等
- エ 設備
- ・ 建築設備計画基準
  - ・ 建築設備設計基準
  - ・ 建築設備工事設計図書作成基準
  - ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
  - ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
  - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
  - ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
  - ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
  - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
  - ・ 昇降機技術基準の解説
  - ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
  - ・ 建築設備耐震設計・施工指針
  - ・ 建築設備設計計算書作成の手引 等
- オ 設備積算
- ・ 公共建築設備数量積算基準
  - ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
  - ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編） 等
- カ 土木（造成・調整池等）
- ・ 都市計画法開発許可の実務の手引
  - ・ 雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針
  - ・ 道路土工軟弱地盤対策工指針



- ・道路土工擁壁工指針
- ・道路土工盛土工指針
- ・道路土工排水工指針
- ・アスファルト舗装要綱 等
- キ 土木積算（造成・調整池等）
  - ・国土交通省土木工事積算基準
  - ・土木工事積算標準単価
  - ・建設物価 等
- ク 公園（広場・緑地）
  - ・都市公園技術標準解説書 等
- ケ 公園積算（造成・調整池等）
  - ・公園緑地工事の積算
  - ・国土交通省土木工事積算基準
  - ・土木工事積算標準単価
  - ・建設物価 等

(7) 資料の貸与及び返却

- ア 貸与資料 あま市本庁舎基本構想・基本計画
- イ 貸与場所 あま市役所企画財政部企画政策課
- ウ 貸与時期 委託業務開始時
- エ 返却場所 あま市役所企画財政部企画政策課
- オ 返却時期 委託業務完了時

(8) 成果物の提出及び場所

- ア 提出場所 あま市役所企画財政部企画政策課
- イ 提出期限 委託業務完了時

5 成果品

(1) 基本設計

ア 基本設計成果品納品リスト

内容	提出部数等
基本設計方針説明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原稿1部 (ファイル入り)</li> <li>・焼図3部 (A1又はA3サイズ)</li> </ul>
基本設計図（別表に掲げる設計図書）	
打合せ記録簿	
設計意図説明書	
建設スケジュール工程表	
工事工程表	
工事費概算書（工事種別毎、年次割額含む）	
透視図写真	
透視図（外観及び主要内部・カラー表現・アルミ額入り）	
電子データ（成果品の電子データを収納したCD-R）等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A2判 原図1式</li> <li>・1部</li> </ul>

イ 基本設計成果図書

区分	設計の種類	備考
A 建築（総合）		
	設計説明書	各法令検討含む
	基本設計図 仕上表 面積及び求積図 現況図 敷地案内図 配置図 平面図 断面図 立面図 矩形図 外構計画図 撤去図 造成計画図 仮設計画図	各階 複数面 4面以上 事業認定申請用資料含む
	工事費概算書（構造、外構含む）	事業区分毎、年次割含む
	仮設計画概要書	
B 建築（構造）		
	建築（構造）基本設計図書	
	構造計画図	
	構造設計説明書	
C 電気設備		
	電気設備基本設計図書	
	電気設備設計説明書	
	電気工事概要書	
	工事費概算書	事業区分毎、年次割含む
D 機械設備		
	機械設備基本設計図書	
	機械設備説明書	
	機械設備工事概要書	
	工事費概算書	事業区分毎、年次割含む
E 外構		
	外構基本設計図書	
	外構設計説明書	
	外構工事概要書	
	工事費概算書	事業区分毎、年次割含む
F 土木（造成・調整池等）		
	設計説明書	工法検討含む

		造成計画平面図	
		造成計画断面図	
		排水計画平面図	
		排水施設縦断面図	
		擁壁構造図	
		擁壁展開図	
		排水構造図	
		調整池詳細図	
		防災工事計画図	
		防災施設構造図	
		軟弱地盤対策平面図	
		軟弱地盤対策詳細図	
		工事費概算書	
G 公園（広場・緑地）			
		設計説明書	工法検討含む
		植栽計画平面図	
		造園工作物配置図	
		植栽工構造図	
		雑工構造図	
		工事費概算書	
H その他資料			
		各種技術資料	
		防災計画書	
		コスト縮減計画書	
		環境計画書	
		各一記録書	
		建築環境総合性能評価制度（CASBEE）目標値報告書	
		透視図	（外観、主要図）
		建設スケジュール工程表	
		地質調査報告書	
		境界確定測量図	
		盛土材の土質試験結果	

(注)

- ・平成28年度においては、「H その他資料」のうち「地質調査報告書」、「境界確定測量図」、「盛土材の土質試験結果」は完成品を、その他については検討経過を踏まえた仮案を納品することとし、具体的内容については双方協議の上決定することとする。
- ・事業認定申請に必要な成果図書は市が指定する日までに納品することとし、該当図書については別途指定する。
- ・建築（構造）の成果品は、建築（意匠）基本設計の成果品の中に含めることができる。
- ・工事概要書には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。
- ・電気設備及び機械設備の成果品は、建築（意匠）基本設計の成果品の中に含めることができる。
- ・建築（意匠）設計図は、適宜追加してもよい。
- ・成果物は、監督員の指示により、製本とする。
- ・電子データ等の提出については、「官庁営繕事業に係る電子納品ガイドライン（案）」、「建築設計業務等電子納品要領（案）」及び「建築CAD図面作成要領（案）」による。
- ・電子データは最新のウイルスチェックを行うこと。

## (2) 納品等諸事項

ア 成果物は、製本による設計図書と電子納品による。

イ 製本する設計図書は、A1サイズ横、A3サイズ横、左綴じ製本を基本とし、提出部数は3部とする。各図書のサイズ等については、双方協議の上決定することとする。

ウ 使用する言語は日本語、数字は算用数字、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

エ 電子納品は、CD-R又はDVD-Rに件名を表示して1部提出すること。内容は製本による設計図書の体裁をPDF形式に整理・変換したもののほか、作成したデータを以下の形式により格納すること。なお、マイクロソフトのアプリケーションについては、Microsoft Office Professional Edition2007以前の形式とする。

文書 : Microsoft Word形式

表、グラフ : Microsoft Excel形式又はMicrosoft PowerPoint形式

各種計算書は、Excelデータにコンバートしたものとする。

写真データ : Jpeg形式

図面データ : AutoCAD LT2007以上DWG形式、DXF形式、SXF形式

## 第3 各年度業務内容

本業務は、2年間に渡り業務を遂行するものであるが、各年度における事務内容は別表1のとおりとする。

別表 1

	1年度目 (平成28年度)	2年度目 (平成29年度)
庁舎基本設計業務（建築）	敷地内ゾーニングとりまとめ 中間パブコメ 都市計画手続用各種図面納品	最終とりまとめ パブコメ 最終成果品納品
市民ミーティング開催運營業務	2回開催	4回開催 報告書作成 最終成果品納品
地質調査（ボーリング調査）	地質調査（1 or 2 か所） 完成成果品納品	—
庁舎敷地造成予備設計（造成・公園緑地・調整池等）	中間とりまとめ 中間パブコメ 中間成果品納品	最終とりまとめ パブコメ 最終成果品納品
庁舎敷地現況測量	測量実施 完成成果品納品	—
実施設計及び建設工事手法等検討業務	方針検討	方針作成 最終成果品納品